

○伊賀市国民保護協議会運営要綱

平成18年7月18日告示第154号

改正

平成21年6月1日告示第113号

平成26年4月1日告示第77号

伊賀市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市国民保護協議会条例（平成18年伊賀市条例第3号）第7条の規定に基づき、伊賀市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、あらかじめ会長に通知したうえで、代理者を出席させることができる。

3 代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、当該者を委員とみなす。

(異動の報告)

第3条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を調製し、保管しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 協議会の日時及び場所

- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

3 議事録には、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員1人が署名しなければならない。

4 議事録は原則として公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(協議会の公開)

第5条 協議会は公開とする。ただし、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合は、協議会の決定により非公開とすることができる。

(傍聴席の区分)

第6条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。

2 一般席の会議の傍聴の定員は、会議の都度、会長が会議室の収用人員等を考慮して決定する。

3 傍聴の受付は先着順とし、協議会の開催定刻30分前から受付を行うものとする。

4 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく会議の様相を撮影し、又は録音等を行わないこと。

5 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年7月18日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日告示第113号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、改正後の伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日告示第77号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。